

高知県非常用自家発電等設備整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県非常用自家発電等設備整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、災害により長期の停電又は断水が発生しても医療設備の診療機能を維持するために必要な電気及び水を確保するとともに、医療施設における浸水対策の充実・強化を図ることにより、洪水等の発生時においても必要な医療が受けられる体制を確保できるよう、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 非常用自家発電設備整備事業（医療施設の診療機能を3日程度維持するために必要な燃料の備蓄又は自然エネルギーの活用等による蓄電機能を有するものに限る。）

(2) 給水設備整備事業（医療施設の診療機能を3日程度維持するために必要な水を確保する受水槽又は地下水利用のための設備）

(3) 医療施設浸水対策事業

ア 止水板等の設置（建物内への浸水を有効に防止できる場所に止水板等（浸水に耐える材質で、取り外し、移動又は開閉が可能なもの）を設置するもの）

イ 医療用設備の移設（水防法（昭和24年法律第193号）に基づき国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が公表する想定浸水深（以下「想定浸水深」という。）、又は津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法第123号）に基づき都道府県知事が公示する基準水位（以下「基準水位」という。）より高い位置に医療用設備（建物と一体として整備を行う必要のある医療用設備に限る。）を移設するもの）

ウ 電気設備の移設（想定浸水深又は基準水位より高い位置に電気設備（受変電設備、自家発電機設備、分電盤、それらに付随する設備機器等）を移設するもの）

エ 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置（建物内への浸水を有効に防止できる場所に雨水貯留槽を整備し、雨水貯留槽内に貯まった雨水等を河川や雨水管等に排水するポンプを設置するもの）

(補助対象事業者及び交付条件)

第3条 前条に規定する補助事業の補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 非常用自家発電設備整備事業及び給水設備整備事業

ア 救命救急センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所（病床を有する診療所に限る。）、周産期母子医療センター、医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項

に規定する地域医療支援病院及び同法第4条の2第1項に規定する特定機能病院の開設者（地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）

イ 国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所（病床を有する診療所に限る。）の開設者

ウ 病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設及び共同利用施設の開設者（地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除くものとし、診療所については、病床を有する診療所に限るものとする。）

エ イ及びウに掲げる者については、水防法に基づき国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が公表する浸水想定区域（洪水・雨水出水・高潮）又は津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県知事が公示する津波災害警戒区域に所在し、地域の医療提供体制の確保の観点から当該区域から移転することができない医療機関に限るものとする。

（２） 医療施設浸水対策事業

ア 国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所の開設者

イ 救命救急センター、病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所、周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設、地域医療支援病院及び特定機能病院の開設者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除くものとする。）

ウ ア及びイに掲げる者については、水防法に基づき国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が公表する浸水想定区域（洪水・雨水出水・高潮）、又は津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県知事が公示する津波災害警戒区域に所在

し、地域の医療提供体制の確保の観点から当該区域から移転することができない医療機関に限るものとする。

(補助率及び補助対象経費等)

第4条 第2条に規定する補助事業の補助対象経費及び補助率等については、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助事業が複数年度にわたる場合で、当該補助事業に係る工事の契約がやむを得ず複数年度にわたるときは、それぞれ当該年度を補助対象とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、補助事業者は、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当するときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更(補助金額の増額、20パーセントを超える減額又は補助事業の重要な内容の変更)を行う場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。

(2) 補助事業の内容のうち、次に掲げるものを変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。

ア 建物の設置場所(ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)

イ 建物の規模、構造又は用途(ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式による事業中止(廃止)承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。

(4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、

速やかに別記第4号様式による事業遅延報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならないこと。

- (5) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならないこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和33年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならないこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らねばならないこと。
- (10) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと。
- (11) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (12) 補助金の対象経費について重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (13) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと。

（指令前着手の届出）

第9条 補助事業者は、工程等の都合により第6条の規定による補助金の交付の決定の前に工事

に着手しようとする場合は、事前に別記第 5 号様式による指令前着手届を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第 10 条 知事が必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

(実績報告等)

第 11 条 規則第 11 条第 1 項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第 6 号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。ただし、それにより難しい場合は、補助事業の完了の翌年度の 4 月 10 日までに提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、別記第 7 号様式による年度終了実績報告書を、この交付金の交付決定に係る県の会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに提出するものとする。

2 補助事業者は、第 8 条第 11 号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第 8 条第 11 号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第 1 項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、その金額を速やかに別記第 8 号様式により知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第 12 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 13 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 9 月 27 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 10 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条、第 8 条第 7 号から第 10 号まで、第 11 条第 3 項及び第 13 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 16 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事業名	1 補助基準額	2 補助対象経費	3 調整率	4 補助率
非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり 182,276,000 円	非常用自家発電設備整備 又は更新に必要な工事費 又は工事請負費	—	33 パーセント以内
	受水槽 1 医療機関当たり 167,974,000 円	受水槽整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費		50 パーセント以内
	給水設備 1 医療機関当たり 78,989,000 円	給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費		
	燃料タンク 1 医療機関当たり 36,426,000 円	非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費		33 パーセント以内
医療施設浸水対策事業	医療用設備の想定浸水深又は基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 51,439,000 円	医療用設備の想定浸水深又は基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費	既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合（精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床、一般病床の合計）が105パーセント以上の場合 0.95 （105パーセント未満は1.00）	33 パーセント以内
	電源設備の想定浸水深又は基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 40,591,000 円	電源設備の想定浸水深又は基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費		
	止水板もしくは防水壁の設置が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 72,300,000 円	止水板の設置に必要な工事費又は工事請負費		
	排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 28,158,000 円	排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置に必要な工事費又は工事請負費		

（注）1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準額から当該補助の際の基準額を差し引いた額を基準額とする。

- 2 補助対象経費が基準額を下回るときは、当該補助対象額を基準額とする。
- 3 （補助金の対象除外）次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。
 - （1） 土地の取得又は整地に要する費用
 - （2） 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
 - （3） 設計その他工事に伴う事務に要する費用
 - （4） 既存建物の買収に要する費用
 - （5） その他の整備費として適当と認められない費用
- 4 算出された補助金額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

別表第2（第6条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。